

【宿泊約款】

第1条 適応範囲

- 1 当ホテルがおお客様との間で締結する宿泊約款及びこれに関連する契約は、この約款に定めるところによるものとし、約款に規定のない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとします。
- 2 当ホテルが法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定に関わらず、その特約が優先するものとします。

第2条 宿泊契約の申込み

当ホテルに宿泊予約の申込みをしようとする場合は、次の事項を申し出て頂きます。

- 1) 宿泊者名及び電話番号（又は携帯電話番号）
- 2) 宿泊月日及び到着予定の時刻
当ホテルは宿泊者が連絡しないで、宿泊日翌日の午前 0 時 00 分なっても到着しない時は、その宿泊契約は宿泊者より解約されたものとみなします。
- 3) 部屋の種別と料金
- 4) その他、当ホテルが必要と認める事項
宿泊者が宿泊中に宿泊の継続を申し入れられた場合は、その時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理致します。

第3条 宿泊料金の前納制度と宿泊契約の成立

- 1) 当ホテルでは宿泊料金の前納（前金）制度を採用しております。宿泊契約の成立は当ホテルが前条の申込みを承諾し、宿泊料金の前納（前金）を受けた時に成立するものとします。
- 2) 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3 日を超えるときは 3 日間）の申し込み時の宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。
- 3) 前納制度により、ご宿泊継続中は常にお預り金がある状態を確保する為、宿泊途中に不足金の生じた場合は、その時点での請求に対し、不足金及びその後の前受け預り金についての納入をお願い致します。
- 4) 第 1 項の前納金を同項の規定により、お支払頂けない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。

- 5) 団体（または一般）宿泊契約等で当ホテルが前条の申込みを承諾した時は、当ホテルが定める前納金を当ホテルが指定する日までに お支払頂きます。
- 6) 前納金は先ず宿泊者が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第 5 条（宿泊者の契約解除権）、第 12 条（宿泊者の賠償責任）の規定を適用する事態が生じた時は、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば返還致します。

第4条 宿泊契約締結の拒否及び、当ホテルの契約解除権

当ホテルは、次の場合において宿泊契約の締結に応じないことがあります。また、宿泊の途中においても契約を一方的に解除させて頂くことがあります。

- 1) 宿泊の申込みが、この約款に反しているとき
- 2) 満室によりご提供客室がないとき（予約時を含む）
- 3) 宿泊をしようとする人が、宿泊に関して法令の規定、公の秩序又は善良の風俗に反する行為をなし、また行方恐れがあると認められるとき
- 4) 伝染病、ほか他人の忌避する疾病者であることの判明したとき
- 5) 泥酔者又は飲酒により泥酔に近い状態で他人に迷惑の及ぶとき
- 6) 宿泊に関して、合理的範囲を超えるサービスを求められたとき
- 7) 天災、施設の故障、その他止むを得ざる事由により宿泊困難のとき
- 8) ベッドでの寝タバコ、消防用設備等に対する悪戯等、防災上の必要事項に対する違反行為のあった時、またその恐れのあるとき
- 9) 乳幼児連れの方や、ペット（犬・猫・小鳥等）持参の方等、全て他の宿泊者の迷惑になると認められるとき
- 10) 宿泊に関し、合理的な範囲を超える負担を求められたとき
- 11) その他、当ホテルが定める「利用規則」の禁止事項に従わないとき

第5条 宿泊客の契約解除権

- 1) 宿泊者は本約款に基づき、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することが出来ます。

- 2) 当ホテルは宿泊者が連絡しないで、宿泊日翌日の午前0時(予め到着時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しない時は、その宿泊契約は宿泊者より解除されたものとみなします。
- 3) 当ホテルは、宿泊者がその責めに帰すべき事由により、宿泊契約の全部または一部を解除した場合(第3条第5項の規定により、当ホテルが前納金の支払い期日を指定して、その支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊者が宿泊契約を解除した時を除きます)は、「別表第1表」に掲げるところにより、違約金を申し受けます。

第6条 宿泊の登録

宿泊者は、宿泊当日に次に事項をフロントにおいて、登録して頂きます。

- 1) 宿泊者の氏名・年齢・性別・住所・職業・連絡先及び電話番号。
- 2) 外国籍の場合、パスポートの提出
- 2) 出発日及び出発予定時刻
- 3) その他、当ホテルが必要と認める事項

第7条 客室の使用時間

- 1) 客室使用時間の基準は、宿泊当日の午後3時(15:00){チェックイン}～翌日の午前10時(10:00){チェックアウト}迄が、1泊となります。
- 2) 前項の1泊後の午前10時(10:00)以降を超過した延長時間の料金は、当ホテル所定の延長料金を頂きます。
- 3) 連泊の場合は、到着日及び出発日を除き、終日客室の使用が出来ますが、その場合、1日1回は客室係による清掃の為、若干の時間、部屋を空けて頂きます。(保健所等官庁の指導による)

第8条 利用規則の遵守

宿泊者は当ホテル内においては、当ホテルが定めた「利用規則」に従って頂きます。

第9条 営業時間

当ホテルは終夜(24時間)営業を行っております。営業時間は必要ややむを得ない場合には、臨時に変更する場合があります。その場合は適当な方法をもってお知らせいたします。

第10条 料金の支払い

- 1) 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の支払いは、通貨または当ホテルが認めたクレジットカード等これに代わり得る方法により、当ホテルが請求した時に支払って頂きます。
- 2) 当ホテルが宿泊者に客室を提供し、使用が可能になった後、宿泊者が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けします。

第11条 貴重品預かりと賠償

- 1) 貴重品等をフロントにてお預かりしております。お預かりしたものの以外の盗難・紛失等一切の事故について、当ホテルはその責任を負いません。
- 2) 施錠の如何に関わらず、お預かりした貴重品以外の客室における盗難・紛失等についても、当ホテルは賠償の責任をおいしません。但し、事故発生の際は、直ちに所轄警察署に連絡の上、調査の処置を致します。

第12条 宿泊者の賠償責任

宿泊者の故意または過失により、当ホテルの設備・什器・備品等に障害が生じた場合は、当該の宿泊者にその損害相当額の賠償責任を負って頂きます。

第13条 連続ご宿泊の制限

当ホテルでは、ご連泊は通常2週間(14日間)を超えない範囲に制限させて頂いております。尚、その場合、1週間(7日間)を経過した時点で、客室を変更して頂きます。

第14条 宿泊者の手荷物または携帯品等の保管と処置

- 1) 宿泊者の手荷物が宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解した時に限って責任をもって保管し、宿泊者がフロントにおいてチェックインする際お渡し致します。
- 2) 宿泊者がチェックアウトされた後、宿泊者の手荷物または携帯品等が置き忘れていた場合において、
 - ① 所有者が判明した時は、当該所有者に連絡して指示を求めて処置します。
 - ② 所有者の指示がない場合、または所有者が判明しない場合には、その手荷物または携帯品等の保管期間は、発見の当日を含め3ヶ月とします。

- ③ いかなる状況においても、3ヶ月間を超えて当ホテルで保管することはできません。3ヶ月間を超過してもお引取りのない手荷物または携帯品等は、当方にて処分させていただきます。

第15条 風紀上の規定

すべて公序良俗に反する行為の無きようお願い致します。特に、浴衣・スリッパ等での外出、館内ロビー通行はご遠慮下さい。また、客室・廊下・ロビー等場所の如何を問わず、大声や放歌高吟等、他の宿泊者に不快感や迷惑を与える行為は、お慎み願います。

「別表第1表」違約金（第5条第3項関係）

キャンセルポリシー宿泊（契約申込人数/契約解除の通知日）

	申込人数	不泊	当日	前日	8日前	14日前	20前	30日前	60日前	90日前
一般	14人まで		100%	50%	—	—	—	—	—	—
団体	15～30人	100%	100%	50%	10%	10%	—	—	—	—
	31～99人超～	100%	100%	80%	20%	20%	10%	10%	—	—
	100名以上	100%	100%	80%	30%	30%	20%	20%	10%	10%
教育 旅行	15～30人	100%	100%	50%	30%	20%	10%	10%	—	—
	31～99人	100%	100%	80%	30%	20%	20%	20%	10%	—
	100名以上	100%	100%	80%	30%	30%	20%	20%	10%	10%

※注 %は宿泊料金に対する違約金の比率です。

契約日数が短縮した場合は、その短縮日数に関わりなく、1日分（初日）の違約金を収受いたします。

団体客（15名以上）の一部について契約解除があった場合、宿泊日の10日前における宿泊人数の10%（端数は切上げ）にあたる人数については、違約金はいただきません。

※その他

緊急連絡先 06-6312-7971

ゴミは分別する外に捨てない又 燃えるゴミ・缶・瓶・ペットボトルにて分別する。

騒音にて客室内にて深夜0時～朝6時までのTVや会話などの音を出さない。周りに迷惑をかけない。

火災及び地震等の災害時 北区消防署 06-6372-0119

急病・事故時 行岡病院 06-6371-9921

宿泊者の迷惑行為 曾根崎警察署 06-6315-1234

周辺住民からの苦情への対応 連絡先 06-6312-7971